

令和8年度 坂出市結婚新生活支援事業

坂出市で新婚生活をスタートするお二人へ

最大60万円

Q 対象となる新婚世帯とは？

次の条件をすべて満たす世帯が対象です。

- 令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻された夫婦
- 夫婦ともに婚姻時点での年齢が39歳以下
- 夫婦の所得を合わせて500万円未満（奨学金を返還している場合は控除されます。）
- 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムを受講すること
- 坂出市内に住宅があり、夫婦ともに または どちらか がその住宅に住居登録をしていること など

詳しくは、坂出市ホームページをご確認ください。

補助を受けるためには、必ず令和9年3月31日までに申請が必要です。

Q どんな費用が対象になるの？

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に、婚姻を機に支払った次の経費が対象になります。

- 家賃・共益費・初期費用（敷金・礼金・仲介手数料）
- 住宅の新築・購入費、引越費用、住宅のリフォーム費

上記期間中に支払った費用が上限に達しない場合、翌年度の費用も対象となる場合があります。令和8年度中に支払った経費がない場合でも、補助を受けるためには、令和9年3月31日までに申請が必要ですのでご注意ください。

29歳以下の世帯 ⇒ 上限60万円
30～39歳の世帯 ⇒ 上限30万円
の補助が受けられます。

まずはお気軽にご相談ください。

坂出市政策課 市役所本庁舎本館3階（坂出市室町2-3-5）
8:30～17:15（土日祝日除く）
電話 0877-44-5001

Q 補助を受けたい場合どうしたらいいの？

1. 事前相談

※事前相談は、婚姻届を提出する前でも可能です。

※令和8年度中に対象費用の支払いがない場合は、資格認定申請書をご提出ください。

2. 交付申請 ※令和9年3月31日までに

婚姻届を提出後、令和8年度中に対象費用の支払いがある場合は支払いを済ませてから、令和9年3月31日までに交付申請してください。

▼提出書類（必須）

- 交付申請書
- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本の写し（※申請日から1か月以内に取得したもの）
- 申請した日時点で最新の夫婦それぞれの所得証明書（※申請日から1か月以内に取得したもの）
- 世帯全員の住民票の写し（※申請日から1か月以内に取得したもの）
- 市税等に滞納がないことの証明書（※申請日から1か月以内に取得したもの）
- 補助対象経費に係る領収書の写し
- 誓約書
- 坂出市が指定するプログラムの受講が確認できる書類

▼下記にあてはまる場合、必要な書類

- （夫婦の所得の合算が500万円を超えている場合で、奨学金を返還している場合）
貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類
- （住宅取得費がある場合）工事請負契約書または売買契約書の写し
- （住宅賃貸費がある場合）賃貸借契約書の写し
- （リフォーム費がある場合）工事請負契約書または請書の写し
- （勤務先から手当等の支給がある場合）勤務先からの手当等が分かる書類

※そのほか、市長が必要と認める書類を提出する必要があります。

3. 交付請求

交付決定通知書を受け取ったら、「請求書」をご提出ください。

補助金の交付

坂出市指定のプログラムについて

次の①～④のプログラムのいずれか一つを、令和8年4月1日～申請書提出日までにご夫婦ともに受講してください。
※ご夫婦でそれぞれ別のプログラムを受講することも可能です。

① ライフデザイン講座の受講

●実施内容

かがわ子育てステーションで実施する新婚世帯向けライフデザイン講座

●実施場所

わはは・ひろば坂出

坂出市京町2-1-5（月～金曜日の10時～16時に実施）

087-745-6586

※市外実施場所は別紙参照

●提出書類

受講報告書

② プレコンセプションケアに関する講座の受講

●受講内容

1. 国立成育医療研究センター作成動画の視聴
2. 市けんこう課保健師による面談（婚姻届提出時）

●提出書類

1. 動画視聴後の感想文 ※政策課窓口で夫婦揃って動画視聴した場合は感想文不要
2. 受講報告書

1の
動画は
こちら→



③ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

●受講内容

1. 妊婦健診・不妊相談等、医療機関への受診
2. 市けんこう課保健師による面談（母子手帳発行時）

●提出書類

1. 領収書や診療明細等
2. 受講報告書

④ 共家事・子育て講座の受講

●受講内容

1. 人権課の男女共同参画講演会への参加（年2回開催予定）
※内容によっては対象外または参加が抽選となる場合があります
2. 厚生労働省作成のYouTube動画視聴

●提出書類

1. この場合の提出物はありません
2. 動画視聴後の感想文

2の
動画は
こちら→



お問い合わせ先・提出先

坂出市役所 政策課

〒762-8601 坂出市室町2-3-5

電話0877-44-5001